

## 合併後の釧路市の電算システムの概要

電算システムは、行政を執行する上で、住民票や印鑑登録など直接市民生活に関わる業務系のシステムと主に事務連絡等の職員が利用するための情報系システムに分類され、行政事務全般にわたり、深く浸透していることから、基本の方針として、安全・確実にシステムの移行を図ることを重点とし、既存システムを改修し、全体を3次に分けたスケジュールになっております。

第1次は、合併前・合併時点で本稼動していなければ、市民生活に支障が大きな業務（住民票・印鑑登録・戸籍附票・選挙・住民税・収納業務・財務会計等）の統合を行うとともに、3市町を業務の端末機器（パソコン等）を通信ネットワークにより結びます。なお、高速な通信基盤となる地域イントラは、平成18年2月末までに稼動することとし、その間は、既存の通信ネットワークを改修し、3市町を結びます。（新釧路市役所システムの概念図参照）

第2次として、3市町の調整事項として18年度の4月又は必要な時期までに統合する業務（18年度当初賦課に向けて資産税、〔土地・家屋〕税滞納管理・下水道受益者負担金・総合福祉等）そして、第3次は、調整事項等により18年度途中又は18年度以降に事務が一本化されるもの〔水道料金・し尿・幼稚園料〕であります。

### 電算システムの統合時期

統合の時期		主な統合業務
第1次電算システム統合業務	・合併前本稼動分	財務会計（予算編成）・人事・給与システム 情報系の庁内lan（グループウェア）
	合併時本稼動分	住民記録（住民票・印鑑登録・外国人登録・戸籍附票・住基ネット）・選挙宛名管理・住民税（個人・法人住民税）・税収納・国民年金・生活保護・児童手当・児童扶養手当・財務会計・国民健康保険・介護保険
第2次統合分（18年度4月完全統合又は必要時までには統合）		・資産税（土地・家屋）・税滞納管理・畜犬登録・下水道受益者負担金・工事契約・工事評価・備品管理・総合福祉システム・学校教育（新入学・就学通知）・社会教育（新成人通知）
第3次統合分（18年度途中又は18年度以降稼動）		・水道料金（19年4月本稼動）

# 新釧路市役所システム概念図

